

モーターボート国内競技規則

2014年4月1日改正

2011年4月1日改正

2008年4月1日制定

000 総則

001 モーターボート競技の国際的統轄

国際モーターボート連盟（以下「UIM」という）は、モーターボート競技を統轄するための規則を制定し、かつ実施する権利を有する唯一の国際的機関であり、また、その実施にあたって生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。

002 UIM規則

UIMは、前条の権能を行使するため、国際ルールたるUIM規則を制定する。

003 UIM統轄

- 1 UIMは、一国につき唯一の機関を、その国におけるモーターボート競技を統轄する資格を有する権能者として、公認する。
- 2 UIMに公認された各国の代表機関は、UIM規則を承認し、かつそれによって規制される。
- 3 UIMに公認された各国の代表機関は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）を制定し、施行することができる。

004 日本におけるUIM代表機関

日本パワーボート協会（以下「協会」）は、UIMから日本の代表機関として公認され、UIM規則を承認し、国内のモーターボート競技を管理統轄する唯一の権利を有する。

005 国内競技規則の制定

- 1 協会は、UIM規則に準拠した、国内競技規則を制定し、施行する。
- 2 当該競技規則は、協会が公認するモーターボート競技のすべてに適用される。
- 3 当該競技規則は、UIM規則に適合するものであり、かつUIMによって承認されたものでなければならぬ。

- 4 当該競技規則は、UIMに承認されるまで、暫定的に施行することができる。
- 5 ジェットスポーツの競技規則は別に定め、ラリー、エコラン、ジムカーナ、タイムトライアル等競技の競技規則は、その都度定める。

006 紛争の裁定

協会は、日本国内におけるモーターボート競技に関するすべての紛争に対し、速やかに裁定を下すものとする。

007 協会が設ける委員会

- 1 協会は、モーターボート競技の公正、円滑な実施を図るため、次の委員会を置く。
 - (1) モーターボートスポーツ委員会（以下「スポーツ委員会」という）
 - (2) モーターボートテクニカル委員会（以下「テクニカル委員会」という）
- 2 各委員会の組織及び内容等については、別に定める委員会規則に基づくものとする。

008 公認役員

- 1 国内のモーターボート競技会を執行する役員は、公認競技員とする。
- 2 公認競技員の資格、及び登録については、協会が別に定める。

100 通則

101 連盟

- 1 協会は、国内競技規則に基づくモーターボート競技を都道府県または地区単位に統轄する団体として、各都道府県または地区に1団体に限り連盟を認定するものとする。
- 2 連盟の認定については、協会が別に定める。

102 主催団体

- 1 競技会を主催することのできる団体は、協会、連盟及びその加盟クラブ並びに臨時団体とする。
- 2 臨時団体とは、原則として連盟の設置されていない都道府県または地区に限り、協会に申請して承認された団体という。

103 開催申請並びに実施報告

- 1 競技会を主催しようとする団体は、第1号様式に定める「モーターボート競技会開催申請書」（以下「開催申請書」という）に実施要領（案）及びその他の必要書類を添えて協会に申請し、承認を得なければならない。
 - (1) クラブは、所属連盟を経由して申請しなければならない。
 - (2) 臨時団体は、連盟が設置されている場合は連盟を経由して、連盟が設置されていない場合は直接申請するものとする。
- 2 主催団体は、開催申請書を少なくとも競技会の3ヶ月前、定例の競技会にあつては1ヶ月前までに、提出しなければならない。

この場合、新規の競技会にあつては開催申請書の添付書類のうち、実施要領（案）以外は、開催日の1ヶ月前までに提出すれば良い。
- 3 協会は、開催申請書の内容を審査し、競技規則に合致していると認めた場合は、主催団体に承認番号を付した承認書を発行するものとする。
- 4 協会は、申請内容が不適当なときは、修正を指示できるものとし、指示された開催団体はこれに従わなければならない。
- 5 主催団体は、承認を受けた競技会の終了後、速やかに「競技会実施報告書」を協会に提出しなければならない。

104 主催者賠償

競技会を開催する場合は、主催者賠償責任保険に加入しなければならない。

105 実施要領

- 1 実施要領（案）には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 競技会の名称
 - (2) 主催団体の名称及び住所
 - (3) 競技を実施するシリーズ及びクラス
 - (4) 競技の種類（サーキットレース、耐久レース、スピードトライアル等）
 - (5) 開催期日及び場所
 - (6) コース図（縮尺コース図）
 - (7) 距離及びスタートの方法
 - (8) 「UIIM 規則に基づき行われる」または「国内競技規則に基づき行われる」とい

う文章

- (9) 国内競技規則に従って追加または修正された特別規則等
- (10) 申込み受付期限、申込み先及び方法等
- (11) 参加料の額
- (12) 賞の対象及び内容
- (13) 強制保険の額
- (14) タイムスケジュール
- (15) 練習の可否
- (16) タイムアウト
- (17) 異議申し立ての時間及び場所
- (18) 暫定及び正式結果の発表場所

106 開催の通知

- 1 主催団体は、開催が承認されたら、直ちに実施要領を各連盟に送付しなければならない。
- 2 実施要領には、協会の承認番号を記載しなければならない。
- 3 参加選手に通知後、実施要領を変更する場合は、協会の承認を得た後、参加申し込み選手に通知しなければならない。
- 4 申し込み選手に通知することが不可能な場合は、選手会議において周知しなければならない。

107 承認の取り消し

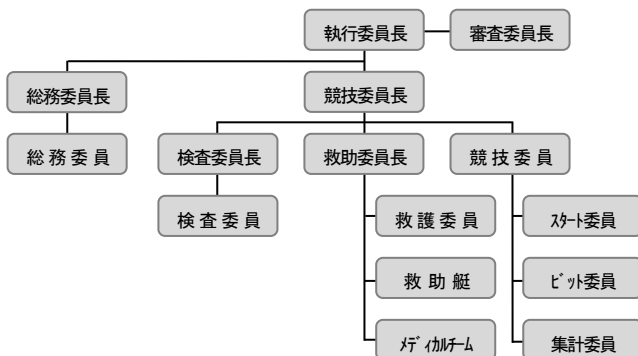
協会は、主催団体が、開催申請の内容と相違して競技会を開催した時は、競技会終了後でも、その承認を取り消すことができる。

108 競技会の組織及び運営

- 1 主催団体は、執行委員会を設け、競技会を管理運営する。
- 2 執行委員会には、公認競技員を3名以上（1名は登録検査員としても可）配置するものとする。また競技委員長、審判委員長は公認競技員、検査委員長は登録検査員の資格保有者なければならない。
- 3 公認競技員を補助する者として、その競技会に限り任命される補助員を配置することができる。
- 4 審判委員長及び審判委員は、モーターボート競技に精通した者の中から、主催団

体が指名する。

5 執行委員会の標準的な組織は、次の通りとする。



6 各委員の任務は、次の通りとする。

(1) 執行委員長

- ① 大会の最高執行責任者として大会々場に常駐し、総括監督をすること。
- ② 大会の実施、中止についての最終判断を下すこと。
- ③ 大会開始及び終了の宣言をすること。
- ④ 競技会終了後、競技会実施報告書（第2号様式）を協会に提出すること。

(2) 総務委員長

- ① 執行委員長の命を受け、総務委員、進行委員を指揮すること。
- ② 競技会の組織を適切に運営すること。

(3) 総務委員

- ① 競技会の管理、運営に関すること。
- ② 来賓、報道関係者の応接に関すること。
- ③ 陸上施設の設置及び保全に関すること。
- ④ 賞品の配分に関すること。
- ⑤ 選手の受付に関すること。
- ⑥ 陸上警備に関すること。
- ⑦ 他の所掌に属さない業務に関すること。

(4) 審判委員長

- ① 競技運営、開催の可否に関する一切の権限を持つと共に、管理、監視し、安全で

適正な競技運営を図ること。

- ② 競技委員が審査したレースの状況及び成績を認定すること。
 - ③ 公式に申し立てられた異議申し立てを聴聞し、裁定すること。
 - ④ 失格及び出場停止等を裁定すること。
- (5) 競技委員長
- ① 執行委員長の命を受け、競技運営に関する一切を指揮し、レースの適切な運営を図ること。
 - ② レースの一時中断、変更等の判断をすること。
 - ③ 審判委員長が裁定した異議申し立て、又は失格及び出場停止等を通知すること。
- (6) 進行委員
- ① タイムスケジュールを作成し、選手、関係者を指揮すること。
 - ② 競技委員と連絡を取り、選手、関係者に情報を提供すること。
- (7) 競技委員
- ① 競技艇及び選手の検査に関すること。
 - ② レースの開始及び終了の合図をすること。
 - ③ レースタイム及び周回を記録すること。
 - ④ レースを監視すること。
 - ⑤ レースの状況及び成績を競技委員長を通じて、審判委員長に報告すること。
 - ⑥ 公式成績書を作成すること。

109 救助体制

- 1 主催団体は、救助艇を配置しなければならない。ただし、強化コックピット艇、またはキャノピー艇が出場する競技会には、ダイバー同乗の救助艇を配置しなければならない。
- 2 救助艇には、信号旗、無線機、消火器、曳航ロープ、及びボートフック等を備えなければならない。
- 3 救助艇ドライバーは、レースに精通した者でなければならない。
- 4 救助艇には、水中で救助できる者を1名以上乗艇させなければならない。
- 5 救助艇は、練習及びレース中、競技艇の妨害とならない限り、できるだけコースに近づいて待機していなければならない。
- 6 主催団体は、メディカルチーム（医師を含む）及び搬送用車両を配置しなければならない。

7 主催団体は、大会期間中の応需病院を把握しておかなければならない。

110 用語の定義

1 用語の定義は、次の通りとする。

- (1) レースとは、競技をいう。
- (2) コースとは、競技を行うための水面をいう。
- (3) コースマークとは、レースを行うために、特別に設置されたブイ等をいう。
- (4) ターンマークとは、競技の旋回用として特に指定されたブイ等をいう。
- (5) サーキットとは、コースマークによって閉鎖された競技用周回コースをいう。
- (6) ラップとは、コースの1周をいう。
- (7) ヒートとは、数連戦で行われる各レースをいう。
- (8) 純正品とは、当該メーカーが発行した、当該機種のスベアパーツカタログに掲載され、市販されているものをいう。
- (9) 社外品とは、純正品以外の部品をいう。
- (10) エキスパートクラスとは、F3000 クラスをいう。
- (11) 規定周回数とは、サーキットレース、及びヒートレースにおける定められた周回数をいう。
- (12) 義務周回数とは、順位付けされる周回数をいう。
- (13) レース成立周回数とは、周回数が定められているレースにおけるレース成立となる周回数をいう。
- (14) タイムアウトとは、ゴールしなければならない時間、またはチェッカーを受けられる時間を経過した状態をいう。
- (15) 競技における簡略記号
 - ① DNR (Did Not Race) : レースを欠場したことをいう。
 - ② DNS (Did Not Start) : スタートしなかったことをいう。
 - ③ DNF (Did Not Finish) : ゴールしなかったことをいう。
 - ④ DNQ (Did Not Qualify) : 失格したことをいう。
 - ⑤ SUS (Suspended) : 出場停止をいう。

200 レーシングライセンス及び計測証明書

201 国内レーシングライセンス

1 国内レーシングライセンスは、協会が別に定めるレーシングライセンス発給規則

- に基づき発給される。
- 2 種類は、レーシングクラス、スポーツクラスの2種類とする。
 - 3 協会は、理由を公表せずに国内レーシングライセンスの発給を停止することができる。ただし、この場合、各連盟に通知するものとする。
 - 4 国内レーシングライセンスの有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
 - 5 協会は、非承認競技会に参加または関与した者に、704—5または6のペナルティーを適用し、国内レーシングライセンスを保管する。

202 国際レーシングライセンス

- 1 国際レーシングライセンスは、協会が別に定めるレーシングライセンス発給規則に基づき発給される。
- 2 国際レーシングライセンスは、国内レーシングライセンスを取得後1年以上経過した者であって、国内においてレースに出場した経験がなければならない。
- 3 国際レーシングライセンスの有効期間は、登録または更新した年の翌年の3月31日までとする。
- 4 協会は、UIMまたは各国代表機関が承認しない競技会に参加または関与した者に、704—5または6のペナルティーを適用し、国際レーシングライセンスを保管する。

203 国外競技会の参加

- 1 国外において開催される競技会に参加する者は、国際レーシングライセンスを受給していなければならない。
- 2 国外において開催された競技会に参加した者は、プログラム等を後日、協会に提示しなければならない。
- 3 世界選手権大会等に参加するときは、事前に協会の承諾を得なければならない。

250 計測証明書

- 1 計測証明書とは、競技艇に対して発給される証明書をいう。
- 2 計測証明書は、協会が別に定める計測証明書発給規則に基づき、発給される。

300 競技会参加

301 参加の要件

1 参加選手は、国内R/L（スポーツクラスにあってはスポーツライセンス）を受有していなければならない。ただし、国内R/Lの新規取得者で、R/L発給規則103の試験合格後1ヶ月を経過していない者は、競技会に参加できない。

なお、日本国内に居住する者は、外国のライセンスで日本国内の競技会に参加することはできない。

2 参加選手は、レース水域に応じた小型船舶操縦の資格を有しなければならない。

3 競技艇は、計測証明書を受有していなければならない。（スポーツクラスを除く）

4 競技艇は、計測証明書発給規則に定める登録シールが貼付されていないとしない。

5 競技艇は、モーターボート（パワーボート）総合保険（競技中及び練習中に有効なもの）に加入していなければならない。なお、搭乗者傷害担保保険の1名あたりの保険金額は1,000万円以上で、賠償責任保険（対第三者用）の保険金額は1億円以上とする。

また、保険内容については、加入する者の責任とする。

6 エキスパートクラス（F3000クラス）に出場する者は、エキスパート登録規則に定めるエキスパート登録をしていなければならない。

302 参加申し込み

1 参加申し込みは、所定の参加申込用紙によらなければならない。

2 参加申し込みは、期限までに申込み先に到着したものに限り有効とする。

3 参加申し込みは、参加料の納入をもって成立し、一旦納入された参加料は返金されない。

303 競技会当日の参加受付

1 参加選手は、定められた時間までに、受付を終了しなければならない。

2 メディカルチームによるメディカルチェックを受けなければならない。

3 受付の際には、次の書類を提示しなければならない。

(1) 小型船舶操縦免許

(2) 国内レーシング（スポーツ）ライセンスカード

(3) JCI 船舶検査証書及び手帳

(4) 計測証明書（スポーツクラスを除く）

(5) モーターボート（パワーボート）総合保険証書または写し

- (6) 出場に関する誓約書
- (7) メディカルチェックリスト

304 選手会議

- 1 参加選手は、選手会議に出席しなければならない。
- 2 選手会議を欠席した場合は、出場を認めない。

305 参加の禁止

- 1 執行委員会は、健康上疑問のある者に対し、強制的にメディカルチェックを受けさせることができる。その結果、競技会参加に不相当と判定された場合は、参加を認めない。
- 2 酒気を帯びたり、飲酒している者は、参加を認めない。

306 損害賠償

全ての参加者は、競技会における人身事故及び物品の損害について、主催団体及び全ての参加者に故意または過失を除いて損害を請求することはできないものとする。

307 肖像権

参加選手、関係者及び競技艇の肖像権は、協会及び主催団体が留保する。

400 安全対策

401 安全対策の遵守

選手は、大会及び練習期間中、この安全対策を必ず遵守しなければならない。

402 救助の義務

選手は、レース中であっても、危険にさらされている選手または競技艇に対して、救助艇が付近にいない場合は、直ちに安全を確認して救助活動を行わなければならない。

403 ライフジャケット

1 選手は、身体に適合した競技用ライフジャケットで落水時に認識されやすいよう目立つ色のタイプを着用していなければならない。

2 ハイドロクラス

- (1) 固定浮力は、体重 60kg 未満の者が使用する場合は 7.5kg 以上、体重 60kg 以上の者が使用する場合は 9kg 以上であること。
- (2) 意識を失った場合、水面上で顔を上にして浮上できるものであること。
- (3) 巾 38mm 以上、強度 1,000kg 以上の股ベルト及び肩ベルト、または股ベルト及び胴ベルトが付いていること。
- (4) 防災素材で製作されていること。
- (5) 背中に、防護プレートが付いていること。
- (6) 縁が丸く、ヘルメットの下端より上に広がっており、かつ、180 度以上広がっていないエリが付いていること。
- (7) 膨張式でないこと。

3 F550クラス

ハイドロクラスに準じたタイプの使用を推奨する。

4 オフショアシリーズ（キャノピー非装備艇）

- (1) 固定浮力は、9kg 以上であること。
- (2) 意識を失った場合、水面上で顔を上にして浮上できるものであること。
- (3) 巾 38mm 以上、強度 500kg 以上の股ベルト及び肩ベルト、または股ベルト及び胴ベルトが付いていること。
- (4) 防災素材で製作されていること。
- (5) 背中は、衝突防護材で覆ってあること。
- (6) エリが付いていること。
- (7) 膨張式でないこと。

5 オフショアシリーズ（キャノピー装備艇）

- (1) 非膨張式
 - ① 浮力（吸水性のない素材）を有していること。
 - ② 肩ベルト及び股ベルトが付いていること。
- (2) 膨張式

6 アウトボードクラス（強化コックピット装備艇）

- (1) 固定浮力は、4.5kg 以上あること。
- (2) 肩ベルト及び股ベルトが付いていること。
- (3) カプセル用のものを推奨する。

7 ライフジャケットの効力については、使用する者の責任とする。

404 ヘルメット

- 1 選手は、身体に適合した競技用ヘルメットを着用しなければならない。
- 2 レースでは、次の場合、ヘルメットを一時的に取り外すことができるものとする。
 - (1) 曳航中
 - (2) パレード走行中（主催団体の先導艇が誘導している場合に限る。）
 - (3) 修理中
 - (4) デッドスローでピットに戻るとき
- 3 ヘルメットの効力については、使用する者の責任とする。
- 4 ヘルメットの色は、表面の80%以上がオレンジ色であること。

405 服装等

- 1 選手は、長袖・長ズボンを着用しなければならない。
- 2 服装は、防災素材で製作されたものを推奨する。
- 3 ガラス製のゴーグルは、使用してはならない。
- 4 メガネ・サングラスは、ガラス製以外のものを使用しなければならない。
- 5 強化コックピットまたはキャノピーが付いていない競技艇で参加する選手は、ケブラースーツの着用を推奨する。
- 6 ハイドロシリーズについては、ケブラースーツを着用しなければならない。

406 ダンクテスト

- 1 シートベルトを装着してレースに参加する者は、協会の指定するダンクテストを受けなければならない。なお、上記以外のドライバーであっても、ダンクテストを体験することを推奨する。ダンクテストの有効期間は2年とする。
- 2 協会は、ダンクテストを受けた者に対し、証明書を発給する。
- 3 ダンクテストにはスポーツ委員または協会役員が立ち会わなければならない。

407 その他

陸上で機関を始動するときは、プロペラを外すか、プロペラガードを取り付けて行わなければならない。ただし、スタートのために一時的に始動させるときは除く。

500 競技

501 競技の種類

502 サーキットレース

- 1 規定された周回数をサーキットで競う競技をいう。
- 2 1周のコースの長さは、次を標準とする。
 - (1) OSY400 クラス 1,000m 以上
 - (2) その他のクラス 1,500m 以上
- 3 スタート方法は、フライングスタート、またはジェットスタートとする。
- 4 コース上で転覆、落水事故があった時、レースは自動的に中止となる。
- 5 コース上にエンスト艇があり、危険な場合はレースを中止する。
- 6 レース中、修理に限りピットインすることができる。
レースへ復帰する時は、定められたマークを旋回し、アウト側からコースに進入しなければならない。違反艇は、1ラップ減とする。

503 耐久レース

- 1 耐久レースの種類
 - (1) 規定された時間内に、走行した周回数を競う競技をいう。
 - (2) 規定された周回数を、走行した時間で競う競技をいう。
 - (3) 規定された距離を、走行した時間で競う競技をいう。
 - (4) 規定された時間内に、走行した距離を競う競技をいう。
- 2 規定された時間とは、原則として 30 分以上とする。
- 3 スタート方法は、フライングスタート、ジェットスタート及びローリングスタートとする。
- 4 チェッカーフラッグを振り降ろす時は、次のいずれかとする。
 - (1) 規定された時間後、ゴールラインを通過した先頭艇からとする。
 - (2) 規定された時間後、最初にゴールラインを通過した競技艇からとする。
- 5 レース中、修理に限りピットインすることができる。
レースへ復帰する時は、定められたマークを旋回し、アウト側からコースに進入しなければならない。違反艇は、1ラップ減とする。

504 スピードトライアル

スピードトライアル競技の詳細については、スピードトライアル競技細則を参照

505 スタート方法

506 フライングスタート

- 1 フライングスタートにおける最大出走隻数は、14 隻以内とする。
- 2 スタートラインから、最初のターンマークまでの距離は、300m 以上を標準とする。
- 3 大時計
 - (1) スタートは、スタート用大時計（以下「大時計」という）を正式な信号とする。
 - (2) 大時計は、原則として直径 2m 以上の文字盤に電気により 60 秒で 1 周する秒針を備えたものとする。
 - (3) 大時計は、スタートラインの 3~4m 手前で、水面から 5m 以内の高さに設置するものとする。
- 4 タイムディスク
 - (1) 大時計を補足するため、タイムディスク等を用いるものとする。
 - (2) タイムディスクは、大時計の上部または側面で選手から見易いところに設置するものとする。
 - (3) タイムディスクは、5 個のディスクから構成されたものとする。
 - (4) タイムディスクの直径は、40cm 以上とし、表面は白またはオレンジ色で、裏面は黒色が好ましい。
 - (5) タイムディスクは、補助的手段として、ピットにも備えることが好ましい。
- 5 セーフティゾーン
 - (1) スタートラインの 150m 手前に、セーフティゾーン入口の表示物を設置するものとする。
 - (2) セーフティゾーンに入った競技艇は、失格とする。ただし、スタートする時は除く。
 - (3) セーフティゾーンにおいては、スタートラインに直角に航走しなければならない。違反艇は出場を停止する。ただし障害物を避ける場合は除く。
- 6 フライング
 - (1) 定められたスタート時刻以前にスタートラインを通過した競技艇はフライングとし、失格とする。
 - (2) フライングの判定は、ポラロイドカメラまたは VTR によって行うものとし、

複数の競技委員により判定するものとする。

- (3) フライングした全ての競技艇を確認した場合は、レースを続行する。
- (4) フライングした全ての競技艇が、確認できなかった場合は、再スタートを行う。ただし、フライングした先頭艇は、失格とする。

7 スタート要領

- (1) スタート要領は、次の順序で行うものとする。
 - ①5分前に、5個のディスクの表面を表示する。
 - ②4分前にディスク「5」を裏返す。
 - ③3分前にディスク「4」を裏返す。
 - ④2分前にディスク「3」を裏返す。
 - ⑤1分前にディスク「2」を裏返すと同時に、大時計を作動させる。
 - ⑥正スタート時刻は、大時計がゼロ（12時の位置）になったときとする。
- (2) ピットアウトすることができる時間は、スタート5分前から1分前までの間とする。
- (3) 大時計の始動後にピットアウトした競技艇は、出場停止とする。
- (4) ピットアウト後、エンジンが停止した競技艇は、先頭艇が定められたターンマークに達するまではスタートできるものとする。

507 ジェットィスタート

- 1 スタート位置から最初のターンマークまでの距離は、300m以上を標準とする。
- 2 スタート信号
 - (1) 信号は、ランプまたは旗等を使用すること。
 - (2) 信号は、参加選手の前方の見易い所に設置すること。
 - (3) スタートの信号とエンジン停止の信号は、異なるものを使用すること。
- 3 スタート要領（F3000クラスは除く）
 - (1) スタート3分前から30秒前まで、エンジンのウォーミングアップを行うことができる。
 - (2) スタート30秒前にエンジンを停止する。
 - (3) スタート合図以降にエンジンを始動させ、スタートする。
- 4 スタート合図前にエンジンを始動させたときは、1ラップ減とする。
- 5 エキスパート登録して、初めてF3000クラスのレースに出場する場合、初戦における当該競技会の全てのスタートについて、5秒遅れとする。その他のクラスの場合、後方からのスタートが望ましい。

6 スターティンググリッド

(1) スターティンググリッドは、次のいずれかを基本とする。

- ①タイムトライアル結果
- ②年間シリーズのランキング順
- ③抽選

(2) 2 ヒート目以降は、前レースの成績順とする。

(3) 新人に着いては主催者が指定する。

7 出遅れ

(1) トップ艇が指定されたマークに達した後は、指定された出遅れブイをまわってスタートしなければならない。

(2) 違反艇にはペナルティーを科す。

508 ローリングスタート

1 ペースボートが、誘導するスタート方法をいう。

2 ペースボートは、競技艇から見易く、かつ高速のものが好ましい。

3 スタート要領

(1) 定められた時刻以降に、エンジンを始動する。

(2) 定められた時刻以降に、ピットアウトし、待機水面で待機する。

(3) ペースボートからの合図により、ペースボートの後方に従って、スタートゾーンまたはスタートラインに向かう。

(4) ペースボートの合図以降、またはペースボートがスタートラインを通過時以降に、スタートする。

4 ペースボートからのスタート合図時、またはペースボートがスタートラインを通過時に競技艇の船首がペースボートの船尾より前にある場合は、フライングとし、1ラップ減とする。

509 ヒートレース

1 各ヒートで使用する競技艇は、同一のものでなければならない。

2 機関または部品を交換する場合は、検査員が立会わなければならない。

3 エンジンを交換しても良い。ただし予備機として登録されていなければならない。

4 レースの編成

(1) 参加競技艇が多い場合は、数組のグループに分けてレースを行うことができる。

5 順位の決定

- (1) グループ分けをした時の各ヒートの順位は、各グループごとの順位によるか、または全選手のタイムにより決定することができる。
- (2) 4 ヒート行い、ベスト3 ヒートの成績により決定することを推奨する。
- (3) トップ艇がゴールしてから定められた時間内に義務周回数（トップ艇の1/2）以上を周回した順位により決定する。

6 採点方法

順位による得点は、次の通りとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	400点	300点	225点	169点	127点	95点	71点	53点	40点	30点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
ポイント	22点	17点	13点	9点	7点	5点	4点	3点	2点	1点

7 総合順位の決定

- (1) 各ヒートで得た得点の合計により、総合順位を決定する。
- (2) 天候等の事象により全てのヒートが成立しなかった場合は、1ヒートであってもスタートしたレースの成績により順位を決定することができる。

8 同点の場合の順位決定方法

- (1) 全ヒートとも規定周回数を完了した場合
 - ① 最も速いタイムの選手を勝者とする。
 - ② 前項を適用しても、なお同点の場合の時は、最も速いラップタイムの選手を勝者とする。この場合、どのヒートのラップタイムを採用しても良い。
 - ③ 早期に高得点を得た者
- (2) 短縮されたヒートがある場合
最も速いラップタイムの選手を勝者とする。この場合、どのヒートのラップタイムを採用しても良い。

510 予選レース

- 1 参加競技艇が多い場合は、予選レースを行うことができる。
- 2 決勝戦選出にあたっては、敗者復活戦を行うこと。
- 3 決勝戦の選出方法
例えば、エントリーが42隻、決勝戦進出が24隻の場合は、次の通りとする。

- (1) 2 グループに分け、予選レースを行う。
- (2) 各予選レースの上位 9 隻、計 18 隻を選ぶ。
- (3) 各予選レースの下部 12 隻、計 24 隻で敗者復活戦を行い、上位 6 隻を選ぶ。
- (4) 予選レースの上位 18 隻及び敗者復活戦の上位 6 隻で決勝戦を行う。

511 ゴール

- 1 ゴールは、競技艇の船首がゴールラインを通過した時とする。
- 2 トップ艇がゴールした後、定められた時間内にゴールできない艇は、トップ艇がゴールした時点の周回数とする。
- 3 1 艇だけがスタートし、ゴールした場合でも、順位が付けられる。
- 4 義務周回数、時間及び距離が定められている場合は、義務周回数等を満たした選手は、順位が付けられる。
- 5 規定周回数を完走したトップ艇からチェッカーフラッグを振り始め、後続艇は順次ゴールインとする。
- 6 ゴールした艇は、定められたターンマークを旋回し、スピードダウンして全艇ゴール後ピットへ帰投する。

512 レース中止

- 1 スタート後において、次の理由によりレースを中止することができるものとする。
 - (1) 天候が悪化した時
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 転覆、落水があった場合は、自動的にレースを中止する。
- 2 レースを中止する時は、赤旗を掲示する。

513 レース成立

- 1 中止の表示がされた時点で、トップ艇がレース成立周回数（規定周回数の $2/3$ ）以上の周回を航走している時は、レースは成立する。ただし、ハイドロクラスは規定周回数の $1/2$ とする。
- 2 中止の表示がされた時点で、トップ艇が定められたレース成立周回数を航走していない時は、再レースを行うことができるものとする。
- 3 中止した時、レースが成立している場合はゴールラインで赤旗とチェッカーフラッグを掲示する。
- 4 天候が悪化した場合等により、再レースが不可能な場合は、レースは成立するこ

とができる。

514 再スタート

- 1 再スタートは、1 レースに付き1 回を標準とする。
- 2 再スタートのスターティンググリッドは、中止したレースのスターティンググリッドとする。ただし、規定された周回数以上走行した場合は、1 周前の着順でグリッドを決定する。
- 3 中止したレースにおいて次の各項に該当した艇は、再レースに出場することができない。
 - (1) 失格以上のペナルティーを科せられた艇
 - (2) レース中止の原因艇
 - (3) スターティングピットに入っていなかった艇（新規の艇）
 - (4) 曳航された艇。ただし強制排除を除く。
- 4 フライング艇を確認できなかった場合、暫定的にスタートし、確認後失格させることができる。
- 5 燃料補給は認められる。

515 レース成績の掲示

- 1 暫定成績は、競技終了後、掲示時刻を記入のうえ、審判委員長が署名して、速やかに定められた場所に掲示するものとする。
- 2 暫定成績は、定められた時間経過後、正式成績として取り扱うものとする。

516 コースマーク・ターンマーク

- 1 コースマークは、選手から見易いものでなければならない。
- 2 ブイを使用する場合は、ゴムまたは類似した材質のものでなければならない。
- 3 スタートライン、ゴールラインの表示物は白黒のチェッカー模様のブイ等とする。
- 4 セーフティゾーン入口の表示は、赤白のチェッカー模様のブイ等とする。
- 5 ターンマークは、直径 70cm×高さ 70cm 以上のものとする。

517 旗信号

- 1 赤 旗 レースを中止してピットに戻れ。コース上に重大な障害あり。
- 2 黄 旗 振られていない場合は、周囲に注意して走行せよ。
振られている場合は、救助中、または重大な障害あり。

特に注意して走行せよ。

- 3 黒 旗 ピットを離れてはならない。
- 4 チェッカー旗 ゴール

518 シリーズポイント

1 ポイント

年間シリーズ戦として実施する場合のシリーズポイントは、下記のポイントとする。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
ポイント	20p	17p	15p	13p	11p	10p	9p	8p
順位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位	16位
ポイント	7p	6p	5p	4p	3p	2p	1p	0p

2 エントリーポイント

出走前検査に合格した選手には、エントリーポイントとして1pが与えられる。
ただし、上記ポイントを得た場合を除く。

3 同ポイントの場合は、次により、順位を決定する。

- (1) 高ポイントの多い者
- (2) 出場回数の多い者
- (3) 早期に高ポイントを獲得した者

4 レースポイントについて

サーキットレース、耐久レース等、レース成立周回数を満たさずに中止、成立した場合はハーフポイントとする。ただし、ヒートレースを除く。

519 全日本選手権シリーズ戦

- 1 当該年度の全日本選手権シリーズ戦として認定されるクラスは、1戦あたりの参加隻数が5隻以上で、かつ3戦以上実施されなければならない。
- 2 順位は、シリーズポイントの規定により決定する。
- 3 協会は、トータルポイントが1位の者に認定書を授与する。
- 4 協会は、対象とするクラスを前年度中に決定する。

600 航法

601 航法

- 1 他艇に接触したり、または極度に接近することにより航走の安全を妨害してはならない。ただし、やむを得ない場合は除く。
- 2 障害物に接近し、進路を変えなければならない時は、他艇の安全を害さないように航走しなければならない。
- 3 ターンマークを左に見て旋回しなければならない。ただし、別に定められている場合は除く。
- 4 ターンマークに接触、または内側を旋回した場合は、1ラップ減とする。ただし、回り直した場合は、失格とする。
- 5 並走している時は、他艇の側に転舵してはならない。ただし、やむを得ない場合は除く。
- 6 追越しをする艇は、並走状態が続く限り、追越される艇の進路を妨げてはならない。ただし、周回遅れの艇は、追越そうとする艇に進路を譲らなければならない。
- 7 並走してターンマークを回る時は、外側の艇は内側の艇に、安全な余地を与えなければならない。
- 8 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側を旋回した場合は、外側艇は失格、内側艇は1ラップ減とする。
- 9 ゴールした艇は、緩やかに減速し、定められたマークを旋回後、ピットに帰るものとする。
- 10 レース初心者は、無理をせず、後方からスタートするように心掛けること。
- 11 スタートした艇は、最初のターンマークまで進路を保たなければならない。

602 オーバーラップ

- 1 確立の定義
 - (1) 2艇が同じコース、またはほとんど同じコースにあるときのみ、オーバーラップは確立する。
 - (2) 内側から追いついた場合
後続艇のcockピットが先行艇のcockピットに到達したとき。
 - (3) 外側から追いついた場合
後続艇が先行艇を圧迫、接触せずに進路変更できる程度追い抜いたとき。
- 2 オーバーラップが確立した場合、次の規則が適用される。
 - (1) 先行艇には、オーバーラップが確立するまで、進路の優先権がある。
 - (2) オーバーラップの際の安全は後続艇が確保しなければならない。
 - (3) 追いつかれた艇は追いつく艇に進路を与えなければならない。

- (4) 先行艇が、ブイを旋回するためにコース変更を始めた後は、オーバーラップは確立されない。



650 開催の中止等

651 開催の中止

- 1 執行委員会は、次の理由により開催を中止する事ができるものとする。
 - (1) 天候の悪化が予想される時
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 参加申込み数が満たない時
- 2 開催を中止した時は、速やかに協会、出場選手及び執行委員に通知するものとする。
- 3 中止した競技会は、延期して開催できるものとする。
- 4 延期した競技会には、新規の選手及び競技艇は参加できるものとする。

652 レースの一部取り消し

- 1 執行委員会は、次の理由によりレースの一部を取り消す事ができるものとする。
 - (1) 天候の悪化
 - (2) 重大な事象が生じた時
 - (3) 参加選手数が満たない時
- 2 レースの一部を取り消した時は、速やかに出場選手及び執行委員に通知するものとする。
- 3 取り消したレースだけで、延期して開催することができるものとする。

653 予定スタート時間の変更

- 1 執行委員会は、次の理由によりスタート予定時間を変更することができるものとする。
 - (1) 天候の悪化
 - (2) 重大な事象が生じた時
- 2 スタート予定時間を決定したら、速やかに出場選手及び執行委員に通知するものとする。

654 スタート後の中止

- 1 競技委員長は、スタート後において、次の理由によりレースを中止することができるものとする。
 - (1) 天候が悪化した時
 - (2) 重大な事象が生じた時
- 2 中止の表示がされた時点で、トップ艇が別に定められたレース成立周回数、時間及び距離を航走している時は、航走位置により順位を決定することができるものとする。
- 3 中止の表示がされた時点で、トップ艇が定められたレース成立周回数、時間及び距離を航走していない時は、再レースを行う事ができるものとする。
- 4 再レースを行う時はスタート予定時間を決定し、出場選手及び執行委員に速やかに通知するものとする。
- 5 再レースのスタート方法は514の規定に基づくものとする。

655 周回数の短縮等

- 1 執行委員会は、スタート前、またはレース中に次の理由により、周回数、時間及び距離を短縮できるものとする。
 - (1) 天候が悪化した時
 - (2) 重大な事象が生じた時
- 2 周回数、時間及び距離を短縮した時は、スタート前は出場選手及び執行委員に、スタート後は執行委員に速やかに周知するものとする。

700 異議及びペナルティー

701 自動的ペナルティー

執行委員によって看守された違反行為は、その理由を問わず、直ちにペナルティ一の対象となる。

702 異議申し立て

- 1 参加選手は、自己の参加したレースのみ、異議申し立てができる。
- 2 一度申し立てた異議を取り消すことはできない。
- 3 フライングの判定に対しては、異議申し立てをすることはできない。
- 4 異議申し立ての時期は、次の通りとする。
 - (1) 参加申込み及び検査については、レース開始前までに行わなければならない。
 - (2) 成績、艇体及び機関に関する異議申し立ては、正式結果の確定までに行わなければならない。
- 5 異議申し立ては、時間までに定められた異議申し立て料を添えて、文書で審判委員長に提出するものとする。
- 6 異議が正当と裁定されたときは、異議申し立て料は、返却される。

703 裁定

- 1 異議及び紛争に関する裁定は、協会、または審判委員長によって行われる。
- 2 協会は、スポーツ委員会の答申を受け、次の裁定を行うことができる。
 - (1) 審判委員長の裁定に対する異議申し立て
 - (2) モーターボート競技規則に対する異議申し立て
- 3 審判委員長は、成績に関する異議申し立てについては、ただちに裁定しなければならない。
- 4 次の者は、本人または当該関係者の裁定に介入できないものとする。
 - (1) 執行委員会委員
 - (2) スポーツ委員会委員
 - (3) テクニカル委員会委員
- 5 裁定は、スポーツ委員会の答申を得て結審する。
- 6 協会は、異議申し立てがあったときは、当事者に通知し、両者の意見を聴取のうえ裁定し、結審に関しては文書をもって両者に通知するものとする。

704 ペナルティの種類と内容

- 1 1ラップ減
 - (1) ターンマークに接触、または内側を旋回した場合

- (2) 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側を旋回した場合の内側艇
- (3) ジェッティ・スタート時のフライング艇

2 減点

審判委員長が、競技規則または実施要領に違反した者に科す。

3 イエローカード

審判委員長が、執行委員会委員の指示に反する行為、または危険な航法をした者に発行する。なお、当該競技会において、イエローカードを2枚交付された者は、出場停止処分とする。

4 失格

- (1) 非常に危険な航法をした者
- (2) ターンマーク周辺での危険走行
- (3) 外側艇が内側艇を圧迫したため、内側艇がターンマークに接触、または内側を旋回した場合の外側艇
- (4) 旗信号無視
- (5) レース中にカウリング・防水カバー等が脱落し、他艇に危険を与えた場合やレースに支障が生じた場合。（クラッシュバウを除く）
- (6) 艇番が剥げ落ちたり、脱落した艇
- (7) 消音器全体あるいは一部が消失した時、または消音効果が減少した艇
- (8) 出走後検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった艇
- (9) フライングスタートにおけるスタート時以外にセーフティゾーンに入った艇
- (10) フライングスタートにおけるフライング艇
- (11) 上記以外の国内競技規則、または実施要領に反する行為
失格の適用を受けた者は、そのヒートまたはレースの順位は無効となり、得点は0点とする。

5 出場停止

- (1) 大時計の始動後にピットアウトした艇
- (2) スタート時、セーフティゾーンにおいて斜行、または進路変更をした艇
- (3) イエローカードを2枚交付された者
- (4) 上記以外の国内競技規則、または実施要領に反する行為
審判委員長が、競技規則または実施要領に故意に違反した者に科す。出場停止の適用を受けた者は、当該競技会に参加したことになるが、以降の当該競技

会の出場、及び当該競技会の得点、受賞資格を失う。

6 長期出場停止

- (1) 協会が、重大な道徳に反する行為をした者、またはクラブに対して科す。
- (2) 出場停止の期間は、いかなるレースにも参加できない。
- (3) レーシングライセンス保有者は、協会にレーシングライセンスが保管される。

7 除籍

協会が、極度に重大な道徳に反する行為をした者に対して科す。除籍は恒久的、かつ国際的な処分とする。

- 8 競技委員長及び審判委員長は、上記以外にも国内競技規則、または実施要領に反する行為に対して、ペナルティーを科すことができる。

800 競技艇

801 艇体

1 登録シール

計測証明書発給規則に定める登録シールが貼付されていなければならない。

2 艇体の測定は、次の通りとする。

- (1) 測定は、陸上で行うものとする。
- (2) 全長は、船首と船尾の両端の垂直線間とする。ただし、船外機艇は、船首からトランサムまでとする。
- (3) 全長には、防舷材、トリムタブ、フラップ、アウトドライブ、舵等を含まないものとする。
- (4) 全巾は、艇体の最も広い箇所とする。

802 スロットル

- 1 手又は足を離れた時、自動的にアイドル状態に戻るものでなければならない。
- 2 ブロッキング（固定）装置の使用は認めない。ただし、耐久レースで2名以上の選手が乗艇する場合は除く。

803 セーフティスイッチ

- 1 セーフティスイッチを付けなければならない。

- 2 セーフティスイッチは、どの方向から作動させても、機関が即座に停止するものでなければならない。
- 3 乗艇中は、セーフティスイッチのケーブルを操縦者の体に付けていなければならない。ただし、シートベルト付き艇は除く。
- 4 セーフティスイッチのケーブルの長さは、操船の妨げにならない最低の長さとする。
- 5 電磁ポンプ式の機関は艇体外部に絶縁スイッチを取り付けなければならない。
- 6 キャノピーを装備していない競技艇は、セーフティスイッチのケーブルを選手の体につけていなければならない。
- 7 効力については、使用する者の責任とする。

804 艇番

- 1 艇体にはクラス毎に設定されたゼッケン番号を記入しなければならない。
 - (1) クラス毎に年間成績順で翌年度の1番から3番まで番号を付与する。
 - (2) ゼッケン番号の有効期限は1年度とする。
 - (3) 新規、継続使用者の利用可能な番号はクラス毎に設定する。
 - (4) 混走するクラスについては、下表のとおりアルファベット等の組み合わせによるものとする。

シリーズ	クラス	符号 (英文字)
オフショア	OPEN	表示なし
	1	
	2	M
	3	
V	3000	V
	850	

記載例OFF3の場合 (年間成績3位)


M 3

- 2 主催団体から暫定的な番号を指定された時は、その番号を記入しなければならない。ただし、暫定的な番号は当該競技会のみ有効とする。
- 3 両側から明確に視認出来なければならない。

- 4 舷側に、白地に黒数字で記入しなければならない。
- 5 明瞭、簡潔な字体で、1～2桁の場合は「0」から始めてはならない。
- 6 数字の大きさは、次の通りとする。

単位：mm


1



太さ

2

4



縦
横

寸法 クラス	縦	横	太さ
OFF1以上	457	330	76
OFF2以下 V2000以上	300	230	50
その他	240	120	40

- 7 オフショア艇は、舷側に一文字150mm×150mm以上、文字幅30mm以上で艇番の大きさを越えない範囲で、シリーズとクラス名を記入すること。
- 8 艇体の表面は、宣伝、広告のために自由に使用出来るが、政治的、反道徳的な宣伝、広告は、禁止する。ただし、艇番の周囲から150mm以上の空白スペースを残さなければならない。
- 9 艇番がはげ落ちたり、脱落した場合は、失格とする。

805 スポンサーデカール（スポンサーステッカー）

実施要領で指定された時は、主催団体の支給するスポンサーデカールを付けなければならない。

806 燃料系統

- 1 燃料タンクは、換気が良好で、乗員からできる限り離れたところに固定されていなければならない。
- 2 燃料タンクは、安全性を考慮したものとして「安全燃料タンク」を推奨する。
- 3 耐久レースの場合、補助燃料タンクを使用することが出来る。ただし、主燃料タンクに準じた機能を持つものでなければならない。
- 4 燃料パイプは、耐圧、耐熱性の良好なものを使用しなければならない。
- 5 潤滑油は、生分解性オイルの使用を推奨する。

807 浮力

効果的な浮力材、または浮力装置を備えていなければならない。

808 曳航、リフト装置

- 1 十分な強度を有する係留環、またはバウハンドル等を船首に備えなければならない。
- 2 3点式または4点式の吊り金具を備えていなければならない。ただし、3Pハイドロプレーン艇（0350、0SY400等）は除く。
- 3 主催団体から指示があった時は、クレーンのフック側がリングで集合された形式の吊り索（スリングベルト、ワイヤー、ロープ）を持参しなければならない。

809 ウインドシールド（風防）

- 1 ウインドシールドが選手の脱出、または救助の際に障害となる場合は、人力で簡単に取り除けるものでなければならない。（Vクラスを除く）
- 2 ウインドシールドの縁は、鋭いものではなく、かつゴム等の軟らかい材料で覆われていなければならない。（Vクラスを除く）

810 デッキ

体重(75kg)を支えるのに十分な強度がなければならない。

811 トリムタブ、フラップ

トランサム幅の外側に、はみだしてはならない。

812 インボード機関の格納、防護

- 1 機関は、適切に換気された覆いの付いた格納室に収容するか、またはデッキの下に設置しなければならない。
- 2 ドライブシャフトは、適切な防護策が施されていないなければならない。

813 ハッチ、エンジンカバー

- 1 閉鎖しておかなければならない。ただし、一時的な点検の時は除く。
- 2 レース中に脱落した場合は、失格とする。

814 艀装品

ボルトで止めていなければならない。

815 パドル

- 1 備えていなければならない。ただし、F550、強化コックピット艇、オフショア艇

は除く。

2 直ちに使用できる場所に置いておかなければならない。

816 排気量の計算

1 ディーゼルエンジンの排気容積の計算は、通常の排気量に $1/2$ を乗じた、みなし容積とする。

2 NSUバンケル特許によるロータリーエンジンの排気容積の計算は、燃焼室の最小容積と最大容積の差に 2 を乗じた、みなし容積とする。

3 過給機は、次の通りとする。

(1) 取り付けけた場合は、通常の排気量に 1.4 を乗じた、みなし容積とする。

(2) 過給機は、当該機関の純正品でなければならない。

(3) 航走時に風圧を受けるエアインテークは、過給機とみなさない。

817 排気装置

1 排気は、必ず船尾に向けて導かれ、排気口は乗員の後方 30cm 以上離れていなければならない。

2 排気通路は、その全長にわたって冷却されていなければならない。

3 冷却方法は、ウォータージャケット、または水と排出ガスの混合により行わなければならない。ただし、船外機にあつては、大気冷却方式でよいものとする。

818 排気音

1 機関には、排気音を低くするための装置を取り付けなければならない。

2 消音器全体あるいは一部が消失した時、または消音効果が減少した時は、失格とする。

3 航走による排気音は、次の通りとする。

(1) 排気量が 750cc までの機関の排気音は、 $91+2\text{db (A)}$ を越えてはならない。

(2) 排気量が 750cc 以上の機関の排気音は、 $91+4\text{db (A)}$ を越えてはならない。

(3) 排気音は、競技艇が近づいて来る時及び走り去る時の両方を、音量測定器を用いて、スケール(A)レンジ、スローレスポンスで測定する。

(4) 製造者の発表した最高出力で航走している状態で測定しなければならない。

(5) 測定用マイクロフォンは、ボートの航走コースから 25m 離れたところに設置する。

(6) 測定場所から全ての方向に 25m 以内は、障害物があつてはならない。

4 陸上運転による排気音は、次の通りとする。

- (1) 排気量 750cc までで、ウォーターポンプが付いていない機関は、陸上運転で測定してもよい。
- (2) 排気音は、101+2dB(A) を越えてはならない。
- (3) 排気音は、音量測定器のスケール(A)レンジ、スローレスポンスで測定する。
- (4) 測定用マイクロフォンは、排気口の0.5m後方で、地面から0.2m以上の高さに設置するものとする。
- (5) 機関を無負荷状態で運転し、ピストンスピード13m/sに設定し測定するものとする。

819 検査

1 出走前の検査

- (1) 競技艇は、定められた時間までに出走前検査を受けなければならない。
- (2) 選手は、計測証明書を提示し、検査に立ち会うものとする。
- (3) 検査員から部品等の修理、交換の指示があった場合、改善しない限り出場は認められない。

2 レース後の検査

- (1) 執行委員会から指示があったときは、検査を受けなければならない。
- (2) 検査を拒否した場合、または検査の結果、違反のあった競技艇は、当該競技会のすべてのヒート、またはレースを失格とする。
- (3) レース場において検査が実施できない場合は、日時と場所を指定して実施するものとする。

900 シリーズ及びクラス

901 ハイドロ

1 クラス及び艇体は次の通りとする。

- (1) OSY400
- (2) O 250
- (3) O 350

2 当該クラスの詳細については、ハイドロシリーズ競技細則を参照。

902 フォーミュラクラス

1 クラス及び艇体は、次の通りとする。

- (1) F 550
- (2) F 850
- (3) F 3000

2 当該クラスの詳細については、フォーミュラシリーズ競技細則を参照。

903 Vクラス

1 クラス及び艇体は次の通りとする。

- (1) V 700以下
- (2) V 850
- (3) V 2000
- (4) V 3000

2 当該クラスの詳細については、Vシリーズ競技細則を参照。

904 オフショア

1 クラスは、次の通りとする。

- (1) OFFスーパー
- (2) OFFオープン
- (3) OFF 1
- (4) OFF 2
- (5) OFF 3
- (6) OFF 4

2 当該クラスの詳細については、オフショアシリーズ競技細則を参照。

910 その他の国内シリーズ及びクラス

911 400チューニング

1 艇体は、次の通りとする。

形状は、ドロブレード型（カタマラン型を含む。）とランナバウト型とする。

2 機関は、次の通りとする。

- (1) 型式は、ヤマト101、102、201、202、301、302とする。
- (2) プロペラは自由とする。

3 許可される改造は、次の通りとする。

改造は自由とする。ただし、排気は、ロワーユニットを通し、キャビテーションプレートに接するところで排気しなければならない。

4 燃料は、次の通りとする。

- (1) 市販されている自動車用ガソリンとする。
- (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えても良い。
- (3) 燃料またはエアインテークから、機関の出力を増加させる添加剤は加えてはならない。

920 国際シリーズ及びクラス

921 スポーツアウトボード

1 クラスは、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量 (CC)
S	175	175以下
S	250	176以上 250以下
S	350	251以上 350以下
S	550	351以上 550以下
S	750	551以上 750以下
S	850	751以上 850以下
S	1000	851以上 1,000以下
S	1500	1,001以上 1,500以下
S	2000	1,501以上 2,000以下
S	3000	2,001以上 3,000以下
S	∞	3,001以上

2 艇体は、次の通りとする。

- (1) 形状は、自由とする。
- (2) 重量（機関、強化コックピット、残燃料、ドライバーを含む）と長さ（カタマラン艇はスポンソンの長さ、その他の艇は全長）は、次の通りとする。

	重量	長さ
S550	260kg以上	3.70m以上
S750	280kg以上	3.90m以上

S850	330kg以上	3. 90m以上
S1000	380kg以上	4. 20m以上
S1500	430kg以上	4. 50m以上
S2000	470kg以上	4. 80m以上
S3000	530kg以上	5. 10m以上
S∞	600kg以上	5. 30m以上

- (3) S850以上は、別に定める強化コックピットを装備していなければならない。
- (4) 艇体の水中部分は、自由とする。
- (5) ウイング、ハイドロフォイルの取付けは禁止する。
- (6) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。

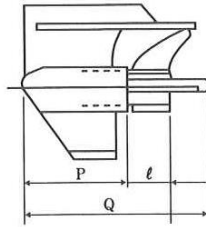
3 機関は、次の通りとする。

- (1) UIMIに承認された船外機とする。
- (2) 機関の数は、1基とする。
- (3) 減速して航走出来なければならない。
- (4) 機関の冷却は水循環ポンプによって行わなければならない。
- (5) コントロールレバーは、選手の手が届く範囲にななければならない。
- (6) 前進、中立、後進させるギア変換装置を持っていなければならない。
- (7) 後進運動は、後進ギアの一作動で出来なければならない。
- (8) 外部から助力無しに迅速、かつ容易に始動出来なければならない。
- (9) スターターは、純正品で、変更や調整をしてはならない。

4 許可される改造は、次の通りとする。

- (1) ボルト、ワッシャー、及びナットは交換してもよい。
- (2) プロペラは、交換してもよい。
- (3) プロペラボス排気方式のギアケースは、標準プロペラボスに合うギアケース後部の排気孔径を最小とする排気管を備えたプロペラを使用しなければならない。
プロペラ排気ボスの長さは、次の値以上とする。

$$l \geq 1/2 (Q - P)$$



- (4) トリムタブは、プロペラに合わせるために、取外したり、変更してもよい。
- (5) ギヤケースの外側は、自由とする。ただし、ギヤケースの内部部品及び排気口は、ホモロゲーションシートに示す通りとする。
- (6) 排気口を追加してはならない。
- (7) 排気量1000ccを越えるモーターのミッドセクション（ブラケットを含むドライブシャフトハウジング）及びギヤケースは、自由とする。ただし、パワーヘッドアダプタープレートから出ている内蔵式の排気管は、ドライブシャフトハウジングに全部収められていなければならない。
- (8) 冷却は、ウォーターポンプの供給によらなければならない。
- (9) 冷却装置のサーモスタット、及び圧力バルブは取外してもよい。
- (10) ステアリング機構は変更してもよい。ただし、ステアリングバーを取外したり、新しいものを取付けることにより生じた開口部は、密封しなければならない。
- (11) スイベルブラケットは、パワートリムを取付けるために変更したり、ショックアブソーバーを取外したり、変更してもよい。
- (12) モーターのラバーマウントは、取外したり、変更してもよい。
- (13) 回転計、温度計、水圧計を取付けてもよい。
- (14) 過回転防止スイッチは、取外してもよい。
- (15) スターターロックは、取外してもよい。
- (16) オリジナルスパークプラグは、交換してもよい。
- (17) キャブレターのジェットの寸法は、変更してもよい。
- (18) キャブレターのスロットルレバーにスプリングを加えてもよい。
- (19) 再ポーリングはしてもよい。ただし、そのクラスの許容排気量内において、純正品のピストンを使用する場合に限る。
- (20) ホモロゲーションシートに示すパーツの寸法は、規定寸法まで機械加工してもよい。

- (21) ホモロゲーションシートに示すパーツの重量は、規定重量まで機械加工してもよい。
 - (22) フライホイールの変更は認めない。ただし、ホモロゲーションシートに規定された寸法と重量であれば、バランスを調整してもよい。
 - (23) ホモロゲーションシートに示す規定寸法の変更は、認めない。
 - (23) 詳細がホモロゲーションシート内の図で確かめられないときは、同一の部品と比較して判断してもよい。
- 5 この規則に明記されていない部品をエンジンに加えたり、取外してはならない。
- 6 燃料は、次の通りとする。
- (1) 市販されている自動車、または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
 - (3) 燃料またはエアークリーンタークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

903 レーシングアウトボード

- 1 クラスは、次の通りとする。

シリーズ	クラス	排気量 (CC)
0	125	128以下
0	175	175以下
0	250	176以上 250以下
0	350	251以上 350以下
0	500	351以上 500以下
0	700	501以上 700以下
0	850	701以上 850以下
0	1000	851以上 1,000以下
0	1500	1,001以上 1,500以下
0	2000	1,501以上 2,000以下
0	3000	2,001以上 3,000以下
0	∞	3,001以上

- 2 艇体は、次の通りとする。

- (1) 形状は、自由とする。ただし、0350以下はハイドロプレーン型（スポンソンの長さは、艇体の長さの60%以内）とし、エアートラップの為の構造は、ト

ランサム部分で40mm以内でなければならない。

- (2) ブレーキ効果を生じたり、スプレーを上げる装置は禁止する。
- (3) 重量（機関、強化コックピット、残燃料を含む）と長さ（カタマラン艇はスポンソンの長さ、その他の艇は全長）は、次の通りとする。

	重量	長さ
0850	250kg以上	3. 90m以上
01000	300kg以上	4. 20m以上
01500	350kg以上	4. 50m以上
02000	390kg以上	4. 80m以上
03000	450kg以上	5. 10m以上
0∞	520kg以上	5. 30m以上

- (4) 0500以上には、別に定める強化コックピットを装備していなければならない。
- (5) ウイングは、使用してもよい。

3 機関は、次の通りとする。

- (1) 船外機とし、型式は自由とする。
- (2) 機関の数は、1基とする。

4 燃料は、次の通りとする。

- (1) 燃料は、自由とする。
- (2) 燃料に、2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。ただし、オクタン価または水分を増加させるものであってはならない。
- (3) 燃料またはエアークリーンタークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

5 次クラスの詳細については各シリーズ競技細則を参照。

- (1) 0250クラス・0350クラス
 hidroシリーズ競技細則
- (2) 02000クラス
 フォーミュラシリーズ競技細則

附則

この規則は、2011年4月1日から施行する。